

猟銃等をお持ちの皆様へお知らせ

(平成21年12月4日施行)

銃刀法を一部改正する法律が施行されたことに伴い、申請等の手続が変更されています。改正された主な内容は次のとおりです。

1 猟銃等所持許可申請等には専門医の診断書が必要です

猟銃・空気銃の所持許可又はその更新に際して申請書に添付される医師の診断書は専門医が作成したものであることが必要となりました。専門医の基準は次のいずれかです。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健指定医
精神科、心療内科等で2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験がある医師

2 75歳以上の方は認知機能検査が必要です

銃砲刀剣類の所持許可申請をした日の年齢が75歳以上の方や、猟銃・空気銃の所持許可更新申請をした日の年齢が74歳以上の方は認知機能検査を受けていただくことになりました。

3 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由が追加されました

破産手続開始の決定を受けた者、ストーカー行為者、配偶者に対する暴力行為をした者、自殺をするおそれのある者などが欠格事由に追加されました。

4 銃砲の保管設備に係る審査が厳格化されました

公安委員会は、銃砲の所持許可又はその更新の審査の際に保管設備の確認を行うこととされ、所定の基準に適合する保管設備を有していることが確認されなければ許可できないことになりました。

5 猟銃の操作及び射撃に関する講習(技能講習)の受講が必要です

猟銃を所持している方は、原則として3年に一度、所持している猟銃の種類ごとに公安委員会が行う「技能講習」を受講しなければならないことになりました。

この講習を受講し、技能講習修了証明書の交付を受けていなければ、猟銃の更新や追加許可ができなくなります。

6 年少射撃資格認定制度が新設されました

18歳未満の方に対する空気銃の所持許可は、オリンピック等の国際的な射撃競技会における選手として推薦された場合に限られることになりました。

その一方で、公安委員会の認定を受けた14歳以上18歳未満の方は、射撃指導員の監督の下に、射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することができることに

なりました。

7 狩猟前の射撃練習に関する努力義務が新設されました

狩猟用途で猟銃をお持ちの方は、狩猟期間ごとに初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前には、射撃場で射撃練習を行うよう努めなければならないことになりました。

8 実包等の保管に係る努力義務が新設されました

銃砲と当該銃砲に適合する実包、空包又は金属性弾丸を保管するにあたっては、同一の建物内に保管しないよう努めなければならないことになりました。

適合実包等については、使用直前に購入し、射撃の機会ごとに使い切る等して、極力自己保管することのないよう努めてください。

9 実包の所持状況を記録した簿冊の備え付け等が新設されました

猟銃をお持ちの方は、実包の管理状況を記録する帳簿を備え付け、実包を譲り受けたり消費したときは、一定の事項を記載しておかなければならないことになりました。

10 猟銃安全指導委員制度が新設されました

猟銃所持者に対する助言、民間団体が行う活動への協力その他の猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動を職務とする猟銃安全指導委員制度が新設されました。奈良県では22名の方を猟銃安全指導委員に委嘱しています。

11 更新申請期間が短縮されました

更新の申請期間が「許可の有効期間が満了する日（誕生日）の2ヶ月前から1ヶ月前までの間」となりました。

詳しくは

奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 0742 - 23 - 0110（内線3045）

又は

最寄りの警察署生活安全課

までお問い合わせください。